

厚生労働大臣の定める掲示事項

令和8年6月1日現在

1 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2 診療時間について

診療時間は、次のとおりです。

(1)受付時間(一般患者) 午前の診療: 8時15分から11時30分まで

午後の診療: 13時30分から17時00分まで

(2)診療時間(一般患者) 午前8時30分から午後5時15分まで

(3)休診日 土曜日、日曜日、祝祭日及び12月29日から1月3日までの年末年始

※ 受付及び診療の時間の詳細については、受付窓口及び外来診療科にてご確認ください。

※ 救急外来患者は、診療時間外であっても受け付けます。

3 入院基本料について

当院は、「一般病棟入院基本料 地域一般入院料1」の基準により、(日勤、夜勤あわせて)入院患者13人に対して1人以上の看護職員を配置しています。また、「看護補助加算1」の基準により、入院患者30人に対して1人以上の看護補助者を配置しています。

(1)一般病棟では、1日に12人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

日勤(朝8時30分～夕方16時30分)は、看護職員1人当りの受け持ち患者数は6人以内です。

夜勤(夕方16時30分～翌朝8時30分)は、看護職員1人当りの受け持ち患者数は26人以内で

す。

4 九州厚生局長への届出事項

(1)基本診療料/特定診療料に関わる届出について

当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

・一般病棟入院基本料 地域一般入院基本料1

注11による90日超えの療養病棟入院料1の算定

・電子的診療情報連携体制整備加算2

・看護補助加算1

・地域包括ケア入院医療管理料2

・救急医療管理加算

・診療録管理体制加算3

・データ提出加算

・感染対策向上加算2 連携強化加算 サーベイランス強化加算

・地域支援・医薬品供給対応体制加算1

・入退院支援加算2

・在宅療養支援病院3

・在宅時医学総合管理料

・認知症ケア加算3

・せん妄ハイリスク患者ケア加算

- ・検体検査管理加算(Ⅰ)
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)
- ・運動器リハビリテーション料(Ⅱ)
- ・呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・入院時食事療養(Ⅰ)
- ・がん治療連携指導料
- ・電子的診療情報評価料
- ・CT撮影及びMRI撮影 ※当院はCT撮影のみ可能
- ・酸素の購入単価
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術 胃瘻造
- ・外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- ・入院ベースアップ評価料
- ・救急外来医学管理料3

(2)入院時食事療養について

当院は、入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

区分	標準負担額(1食あたり)
一般所得 (住民税課税世帯)	550円
低所得Ⅱ (住民税非課税)	270円
低所得Ⅰ (住民税非課税で一定所得以下)	130円

5 医師・看護師等の負担軽減及び処遇改善に関する事項

当院は、医師・看護師等の負担軽減及び処遇改善のため、次の項目を含めたさまざまな取り組みを行っています。

1 業務分担

- ・医師事務作業補助者の配置による医師の負担軽減
- ・看護補助者の配置による看護師の負担軽減
- ・看護師による静脈注射・静脈採血の実施
- ・看護師による初診時の予診(問診)
- ・薬剤師による入院患者の持参薬確認
- ・薬剤師による入院患者への退院時支援の実施
- ・地域連携室の設置と連携の強化

2 処遇改善

- ・重要会議・委員会の原則時間内実施
- ・看護師の当直及び夜間勤務を2回連続行わない勤務体制の実施
- ・看護師の夜間勤務翌日の休日確保

6 後発医薬品(ジェネリック医薬品)に関する事項

当院は、後発医薬品(ジェネリック医薬品)を積極的に採用しています。ご不明な点がございましたら、主治医又は薬剤師にお尋ねください。

7 明細書の内容の分かる明細書の発行に関する事項

当院は、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、希望される方については、明細書を無料で発行しております。なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。

家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

8 保険外負担に関する事項

(1) 当院は、次の事項について、実費のご負担をお願いしています。

ア 診断書料 1通あたり 2,200円～5,500円(消費税込)

種別		単位	金額	摘要
普通診断書		1通	2,200円	
被爆者諸手当関係診断書		1通	4,400円	
年金、恩給関係診断書		1通	5,500円	
身体障害関係診断書		1通	5,500円	
生命保険関係診断書		1通	5,500円	
司法関係診断書		1通	5,500円	
交通事故診断書		1通	4,400円	
死亡診断書		1通	3,300円	1通増すごとに1,100円を加える。
死体(胎)検案書		1通	33,000円	検案料を含む。
交通事故明細書		1通	3,300円	
面談調査料		1通	5,500円	事故及び生命保険関係
通院入院証明書		1通	1,100円	
診療以外の諸証明書		1通	300円	
児童生徒が学校へ提出するもの		1通	300円	
介護保険に係る主治医意見書	在宅	新規	1通	5,500円
		継続	1通	4,400円
	施設	新規	1通	4,400円
		継続	1通	3,300円
診療情報提供に係る画像等の複写		1枚	1,100円	
備考				
1 死亡診断書を除く各文書について、同一日発行で内容を同じくするものに関し、2通目からの分は、2分の1とする。				
2 検査を実施した場合は、別に検査料を徴収する。				
3 証明書で病名の記入を必要とするものは、診断書とみなす。				

イ その他 詳しくは総合受付窓口においてお尋ねください。

(2) 当院は、入院をサポートする病衣・肌着・日用品等のセットについて、患者及びそのご家族等のご意向にそったご案内が可能です。ご利用の際は、使用数量等に応じた実費のご負担をお願いいたします。詳しくは病棟スタッフにお尋ねください。

9 機関指定に関する事項

- ・保険医療機関
- ・救急病院
- ・臨床研修病院(協力型臨床研修病院)
- ・労災指定医療機関
- ・特定疾患治療研究事業指定病院
- ・小児慢性特定疾患医療機関
- ・身体障害者福祉法指定医療機関
- ・指定自立支援医療機関(育成医療・更正医療)腎臓に関する医療、(精神通院医療)
- ・結核指定医療機関
- ・原子爆弾被爆者一般疾病取扱医療機関
- ・生活保護法指定医療機関
- ・地方公務員災害補償法取扱医療機関
- ・戦傷病者特別援護法指定医療機関
- ・地域包括医療・ケア認定施設

10 電子的診療情報連携に関する事項

当院では、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報・薬剤情報等を診察室で閲覧・活用できる体制を整えています。

また、電子処方箋の発行および診療情報共有サービスを活用し、質の高い診療を行うための十分な情報を取得・活用した診療に努めて行きます。

マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

11 その他(介護保険指定)

- ・医師居宅療養管理指導Ⅰ-1
- ・訪問看護Ⅱ-2又は3
- ・予防訪問看護Ⅱ-2
- ・訪問リハビリテーション1

管理者

平戸市立生月病院 院長 山下 雅巳